

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 24 日現在

機関番号：35308

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520048

研究課題名(和文) 歴史的・論理的手法を用いるプライバシーの多義性と文脈依存性に関する研究

研究課題名(英文) A Study on the Ambiguity and the Context Dependency of Privacy Through the Historical and the Logical Perspective

研究代表者

大谷 卓史(Otani, Takushi)

吉備国際大学・社会科学部・准教授

研究者番号：50389003

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円、(間接経費) 1,080,000円

研究成果の概要(和文)：プライバシーの多義性と文脈依存性について論理学・歴史学の成果を活用して整理を行ったうえで、最新の米国の法学理論書を翻訳した。歴史的に見て広くプライバシー類似現象が存在することを示し、論理学により役割によるプライバシー情報の取り扱いに関する規範が変わることを示した。情報倫理学の知見と対面的相互行為に関する社会学理論を応用し、道徳的自律および他者への自己提示の自由を侵害することがプライバシー侵害の危害であることを解明し、情報通信技術が媒介する非対面的行為にもこの理論が適用できることを示した。情報倫理学研究会を主催し、研究会主要メンバーによる大学教養課程向けの情報倫理教科書を編集・著作した。

研究成果の概要(英文)：First, we found that there had been conceptions of privacy in Japan before the first trial concerning privacy invasion in the 1960s by philosophical and historical studies, and described the logical form of information flow norms with respect to privacy in the framework of the situational logic. Second, The research representative studied and translated one of the newest books on jurisprudential theory on the ambiguity and context-dependency of privacy, based on the work above. Thirdly, the representative determined that harm that stems from invasions of privacy derived from an absence of moral autonomy and a lack of freedom of self-representation by studying the work of information ethicist van den Hoven and that of sociologist Goffman. Furthermore, the representative organized a study group on information ethics in Japan, and edited a college textbook on information ethics that was written by that group's members.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・倫理学

キーワード：プライバシー 道徳的自律 自己提示の自由 大学教養課程向け情報倫理教科書 プライバシー法理論書の翻訳 情報倫理学研究会 近代以前のプライバシー類似概念 状況論理

1. 研究開始当初の背景

(1) 情報技術の社会的普及によって、大規模かつ深刻なプライバシー侵害の危険性が高まる恐れから、立法や政策立案という社会的対応が行なわれてきた。しかし、各国の個人情報保護・プライバシー保護法制の違いによる国際的調和の困難に加え、プライバシー概念が捉え難く、まだ十分に理論的・哲学的解明がなされていないため、基礎的なプライバシー概念の理解・整理が進んでいなかった。

(2) 哲学・倫理学においては、プライバシー概念の見方には、2つの対立する立場があった。一つは、プライバシーと呼ばれるものには、すべてに共通する何らかの中核的性質があり、定義可能とする立場で、これは整合説と呼ばれる。もう一つは、それらには何ら共通の性質はなく、ほかの概念に還元されるべき空っぽの概念だとする還元説である。

これらの見方の対立の理由は、プライバシー概念の多義性にある。一見ばらばらな現象や権利がすべてプライバシーと呼ばれてきた。すなわち、秘密やアクセスの制限、自己情報コントロール(権)、親密性、個性、自己決定権などプライバシーもしくはプライバシー権と呼ばれるものは多様である。これをプライバシー概念の多義性と呼ぶ。

(3) 一方、プライバシー情報が文脈依存的事であることも指摘されてきた。同一の情報でも、状況によってプライバシー情報になったり、ならない場合がある。医者に個人の財産状況を打ち明けるのは親しい関係でなければ不自然だが、友人にさえ打ち明けない病気について医者に説明することは奇異ではない。二つ以上の情報のつきあわせで、無害な情報がプライバシーにかかわる情報となることもある。これが、プライバシー情報の文脈依存性である。

(4) 我が国における情報倫学研究は、1998年から開始された日本学術振興会未来開拓学術推進事業「情報倫理の構築(FINE)」プロジェクトによって、相当の水準まで押し上げられたものの、プロジェクト終了後、情報倫学研究は個々の研究者の個別的研究に任される状況にあった。プライバシーを含む情報倫理学の難題に対して挑戦するため、学術研究体制の整備も求められる状況であった。

2. 研究の目的

(1) 捉え難いプライバシー概念について、法的・技術的実装が可能な形になるよう、プライバシーの理解を形成することが目的である。そのために、まず、哲学的・倫理学的観点から、プライバシーの理解・整理を進めることで、プライバシー概念の多義性とプライバシー情報の文脈依存性について、どのように理解・解釈すべきか一定の理解を得る。

次に、プライバシー概念について、その歴史的生成を含めて、日本の実情に即して解明するとともに、論理的手法によって、プライバシー情報の文脈依存性をできるだけ形式的に扱うための手がかりを得ることとした。

(2) プライバシー概念を含む情報倫理学の難問に対して、多くの研究者の知見・英知を結集して当たるための研究体制を整備することも目的とした。我が国における哲学・倫理学の背景を有する情報倫理学研究を有効に推進し、情報社会の進展とともにますます社会的要請が高まるだろう情報倫理学の基礎的・応用的研究を推進できる議論・検討の場を構築する。

3. 研究の方法

(1) プライバシー文献の読解と解釈

哲学・倫理学および法学に関する文献の読解と解釈を通じて、プライバシー概念の多義性とプライバシー情報の文脈依存性に関する理解・整理を進める。これらの問題については、とくに1960年代以来、プライバシーの哲学的・倫理学的正当化や概念的整理が行われてきた。プライバシーに関する近年の重要な海外文献には、情報倫理学者 H. Nissenbaum および法学者 D. J. Solove の一連の論考がある。古典的および近年の論考について、文献の読解・解釈を実施する。

(2) 匿名性の歴史的事例の研究と相互行為論によるプライバシー研究

研究代表者が行ってきた匿名性の哲学的分析を発展させ、匿名による情報発信の歴史的事例(匿名文学や匿名による政治・言論活動)の調査と分析を進めるとともに、社会学者 E. Goffman のドラマトルギー理論による対面的相互行為論とその非対面的相互行為への拡張を通じて、役割(役割)と自己提示の観点から、プライバシー概念を理解する。

(3) 日本の実情に即したプライバシー類似現象の歴史的事例の研究

日本においては、プライバシー概念の生成と展開については、一般に、「宴のあと」裁判(1963年)前後にその概念が輸入されたという認識しかなかった。そこで、これ以前のプライバシーという語の登場時期の調査とともに、近代より前の日本においてプライバシー類似現象がなかったかどうか二次文献を中心に検討を行った。

(4) プライバシー情報の文脈依存性に関する論理的記述

プライバシー情報の文脈依存性を法律および情報技術において取り扱えるよう形式化を試みた。この研究は、主に連携研究者である村上祐子東北大学大学院准教授が実施

した。オプトイン・オプトアウトによってある個人情報秘匿すべきか公開できるか変化する現象を記述する Nissenbaum らの時相論理によるプライバシーの論理的記述について検討したうえで、むしろ同一人が複数の役割や状況によって情報の取り扱いを変更しなければならないという状態を状況論理によって記述することとした。

(5) 研究会開催によるわが国情報倫理学研究体制の整備

上記1.(4)で述べたように、FINE プロジェクト終了後、わが国における哲学・倫理学的背景を有する情報倫理学研究を行う研究者ネットワークは弱まっており、集団的な討議・検討の場が存在しなかった。新しく研究会を起動し、プライバシー概念の多義性およびプライバシー情報の文脈依存性とあわせて、この解明の前提となる幅広い情報倫理学的問題について討議・検討することとした。

4. 研究成果

(1) プライバシーの多義性と文脈依存性を類型論の観点から整理する著作の翻訳刊行

L. Wittgenstein の家族的類似性概念によってプライバシー概念の多義性を説明し、J. Dewey に発するプラグマティズムの思想によってプライバシー情報の文脈依存性の緩和を図る、法学者 D. J. Solove の理論書 *Understanding Privacy* (Harvard University Press: Cambridge, MA, 2008) を翻訳刊行した。この翻訳にあたっては、同書が引用する主要なプライバシー研究文献および邦訳のあるものについてはその邦訳を参照し、プライバシー概念に関する研究伝統を確認するようにした。同書は、1960年に W. Prosser が示したプライバシーの不法行為の4類型に代えて、現代における情報通信技術等の影響によって起こりえるプライバシー侵害行為を16の類型に分類し、具体的文脈の中で理解する方向性を示したものである。本書の翻訳刊行は、本邦におけるプライバシー概念の学問的理解水準の向上およびプライバシーに関する政策的議論に一定の貢献をしたと評価している。

(2) 道徳的自律と社会的参加の観点からのプライバシー侵害の危害の解明

情報倫理学者 J. Van Den Hoven (1997, 2007) によれば、個人情報に関する危害行為のうち、プライバシー侵害と呼びうる危害行為は、道徳的自律の侵害にかかわるものであることを示した。道徳的自律のためには、自分自身の道徳的アイデンティティを社会や他者に強制されず自分でコントロールする必要があるが、このコントロールを奪われた状態がプライバシーが侵害されたものだとする。コミュニタリアンは、このようなプライバシー侵害概念は負荷なき自己を前提とするリベラリズムに特有のものにすぎないと主張す

る。

ところが、対面的相互行為を説明する社会学者 E. Goffman のドラマトルギー論においては、アイデンティティとは自分が自由に選ぶものではなく、社会的相互作用の中で相対的に決まるものにすぎないにもかかわらず、他者からの役割の押し付けや自己の提示しようとする役割の破綻をもたらす秘密の暴露などによって、アイデンティティをコントロールする相対的な自由が侵害されることが示されている。このように、E. Goffman の対面的相互行為論を見る限り、必ずしも負荷なき自己を前提としなくても、プライバシー侵害は生じえると考えられる。

さらに、科学史術社会論学者 T. Pinch が示したように、Goffman のドラマトルギー理論は道具を介した自己提示・アイデンティティコントロールを考慮すれば、対面的相互行為を越えて、ICT を媒介とする非対面的相互行為にも拡張できることを指摘し、インターネットにおけるコミュニケーションなどの非対面的行為におけるプライバシー問題について、ドラマトルギー理論が示唆するところを論じた。Kawaguchi and Kawaguchi (2012) が指摘した、“paradoxical others” の生成・増大によるプライバシー侵害の説明が困難である要素について、本研究は十分な説明を与えたと評価できる。

(3) 1960年代のプライバシーおよび類似概念の提示

日本においてプライバシー類似の現象があったことは、すでに M. Mizutani および J. Moor ら (2004) が示したことであるが、いくつかの分野の研究に類似現象が散在することを発見した。江戸期の出版規制においては、役者・遊女以外の氏名を示す似顔絵(一枚絵)を出版することを禁じる触書や、人の出自・家系などに関する情報を含む版本を出版することを禁じる触書が見られる。住宅建築に目を向けると、江戸期の武家住宅・大規模商家および大正時代以前の中産階級向け住宅には主人以外の私的空間は見受けられない。しかしながら、明治期には、すでに西洋における個室概念が『建築雑誌』や西洋建築の指南書等で紹介され、日本人が西洋的なプライバシーの概念を知っていたことがうかがえる。前出の Mizutani らが示したように、住宅構造等に個室や部屋・住宅の堅固な壁・間仕切りがなくとも、礼儀・エチケットとして私的会話などを盗み聞かないという “as if” のプライバシーも存在した。これは、遡及すれば、社会人類学者 E. Hall (1966=1970) が指摘し、法学者 A. Westin (1968) がすでに注目していた歴史的人間社会におけるプライバシーのあり方である。1960年代以前においても日本におけるプライバシー意識・概念は存在したと考えられる。

(4) 状況論理によるプライバシー情報規範の記述

前出の連携研究者の村上が、状況論理によるプライバシー情報規範の記述を行った。H.Nissenbaumによれば、プライバシー情報の文脈依存性は、それぞれの文脈における情報の流れの適切さを決める規範の存在によって生じるものである。Nissenbaumは、これをプライバシー情報規範と呼ぶ。すなわち、同一人がある役割においてはある情報を取り扱うことが適切である一方(例、医師が患者を診断し、機微情報である疾病情報を得る)別の役割においてはその情報を漏らしたり取り扱ったりすることが不適切である(例、父親が医師として知った息子の友人の疾病情報を息子に教える)のは、それぞれの場面・文脈における情報の流れを制御する規範の相違による。村上は、状況論理を利用して、この規範の相違による情報の流れの違いを記述した。

(5) 情報倫理学会の創設と運用

わが国における情報倫理学の先駆者である土屋俊大学評価・学位授与機構教授の助言を仰ぎ、研究代表者および連携研究者を幹事として「情報倫理学会」を結成し、本プロジェクトを実施した平成23年4月～平成25年3月までの間に5回研究会を開催した。平成24年2月に第1回研究会を開催し、この研究会での議論の成果は、後述する大学教養勝ち得向け情報倫理教科書として公刊された。平成25年3月には第2回研究会を開催し、日本におけるプライバシー概念やプライバシー保護技術、建築とプライバシーの問題に関して議論を行った。平成25年6月の第3回研究会では、情報モラル教育の歴史および日本におけるプライバシー概念、T. Nagelのプライバシー論について発表、議論を行った。第4回研究会は、平成25年9月合宿形式で実施し、プライバシーと監視の情報倫理学的問題について研究史的整理を行った。平成26年2月第5回研究会では、医療・健康情報に関するプライバシー問題について、医療倫理学・法学・医療情報学・科学社会学・医療社会学の専門家を集め、集中的に討議した。今後、この研究会を、わが国におけるプライバシー問題を含む情報倫理学研究の中心の一つとして育成していく。

(6) 大学教養課程向け情報倫理教科書の作成

上記(5)の研究会の成果として、大学教養課程向け情報倫理教科書を作成し、平成24年秋発行した。一般的に情報倫理教育は行為の制限・禁止やマナーの教育を中心として行うことが多いものの、本書は、具体的事例をもとに学習者に哲学的・倫理的思考を働かせるよう要求するものである。一般にこのような構成の書籍は情報倫理学を専門としない教員には教授が難しいものだが、本文内で

倫理学の基本的概念・枠組みおよび技術に関する解説を十分に行い、文章を平易・明快とし、学生が興味を持ちやすい事例・内容を取り上げることで、文系・理系問わず専門を問わず教授・学習しやすいものとした。執筆者が所属する大学以外で複数教科書採用が行われ、平成26年までに2版を重ねている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計13件)

大谷卓史、最近の情報倫理学・法学海外文献におけるプライバシー研究の動向、電子情報通信学会技術と社会・倫理研究会、2012年7月20日、弘前大学

大谷卓史、「宴のあと」事件以前の日本人のプライバシー、第2回情報倫理学会研究会2013年3月8日、東京外国語大学本郷サテライト

大谷卓史、プライバシーの文脈依存性と多義性について、応用哲学第5回年次研究大会、2013年4月20日、南山大学

大谷卓史、プライバシーの社会的価値について - D. Solove のプラグマティズムのアプローチの検討、電子情報通信学会技術と倫理・社会研究会、2013年5月16日、情報セキュリティ大学院大学

村上祐子、プライバシー概念の論理的記述、電子情報通信学会技術と社会・倫理研究会、2013年5月16日、情報セキュリティ大学院大学

大谷卓史、“Japanese Conception of Privacy”について、第3回情報倫理学会研究会2013年6月28日、情報セキュリティ大学院大学

大谷卓史、羞恥の観点から見たプライバシー、第4回情報倫理学会研究会2013年9月2日、ホテルアイオラ

芳賀高洋・大谷卓史、小中学校の授業映像・音声のアーカイブ化やネット配信に関する倫理的諸問題、2013年7月18日、札幌コンベンションセンター

大谷卓史、情報時代における「集団プライバシー」概念の検討 - ソーシャルメディア利用との関連からの考察 -、2013年7月18日、札幌コンベンションセンター

大谷卓史、個人情報 の性質と危害の特定、第5回情報倫理学研究会、2014年2月9日、東京キャンパスイノベーションセンター

大谷卓史、子どもにSNS(Social Networking Service)を使わせるべきなのか - 最近の情報倫理学文献からの検討 - 、電子情報通信学会技術と社会・倫理研究会2014年2月28日、山城温泉瑠璃光

大谷卓史、競争と協力のルールとしての情報プライバシー：ドラマトゥルギー理論を手掛かりとする情報プライバシー理解の試み、応用哲学会第6回年次研究大会、2014年5月10日、関西大学高槻ミューズキャンパス

Takushi Otani, "Concealment and Exposure in the Digital Age," Around the World Conference: Privacy and Surveillance in the Digital Age, May 22, 2014.

〔図書〕(計3件)

大谷卓史ほか、吉岡斉責任編集、原書房、新通史 日本の科学技術 別巻、査読有、2012、154-176

土屋俊監修、大谷卓史編著、江口聡ほか、情報倫理入門、アイ・ケイコーポレーション、2012、238

Solove, Daniel J. 著、大谷卓史訳、みすず書房、プライバシーの新理論：概念と法の再考、2013、303 (Daniel J. Solove (2008) *Understanding Privacy*, Harvard University の単独訳)。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大谷 卓史 (OTANI, Takushi)
吉備国際大学・社会科学部・准教授
研究者番号：50389003

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

村上 祐子 (MURAKAMI I., Yuko)
東北大学大学院文学研究科・准教授
研究者番号：80435502

川口 由起子 (KAWAGUCHI, Yukiko)
植草学園大学発達教育学部・准教授
研究者番号：90531624